

広島県告示第四百四十九号

平成二十五年広島県告示第二百九十一号（平成二十五年地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表三次市の項調査地域の欄を次のように改める。

下志和地町の一部、東酒屋町の一部、廻神町の一部、君田町石原の一部、布野町横谷の一部、吉舎町吉舎の一部、三和町大力谷の一部、甲奴町本郷の一部、作木町上作木の一部、君田町泉吉田の一部、作木町下作木の一部、甲奴町梶田の一部、甲奴町小童の一部